

IASB・FASB 6月共同会合（相殺表示）の概要

- 相殺表示（offsetting）のプロジェクトは、B/Sにおける金融資産と金融負債の相殺表示に関するIFRSとUS GAAPのコンバージェンスを目的として進められてきたが、6月会合において、会計処理の面で共通のアプローチを採用しないことが暫定的に決定されたため、今後は開示面の充実を図ることで、財務諸表利用者の便宜を図ることになる見通し。

<これまでの経緯と6月会合の概要>

- IASB及びFASBは、相殺表示に関するIFRS及びUS GAAPのコンバージェンスを目的として、2011年1月に公開草案「金融資産と金融負債の相殺」(コメント期限4月28日)を公表。
  - 現行IFRS、US GAAPともに、基本的に、相殺の意図と、法的に有効な相殺権が相殺表示のための要件とされているが、US GAAPには、デリバティブ等に対する例外規定が存在（破綻時の一括清算を規定するマスターネットリング契約でカバーされていることを条件に、相殺の意図がない場合でもデリバティブの相殺表示が可能）。
- その後、両ボードは、アウトリーチ、コメント・レター等を通じて寄せられたコメントの分析、ISDA等の関係者を交えた教育セッションでの議論を踏まえ、6月の共同会合（14日）において今後の方針を検討。
  - 財務諸表利用者：グロス、ネット双方の情報が重要であるという点でコンセンサスが得られた一方で、グロス、ネットの情報の有用性については意見が分かれた。
  - 作成者：EDの提案を支持する声がある一方で、デリバティブに一定の例外を認める現行のUS GAAPを支持する声もあった。
- 会合では、以下の3つのアプローチが今後検討すべき方向として提示され、IASBは全員を支持したが、FASBの過半数（4名）は を支持（3名は を支持）。

<6月会合で示された3つのアプローチ>

EDのアプローチ（通常の営業過程＋破綻時に相殺が有効）

現行IAS32のアプローチ（通常の営業過程で相殺が有効）

（破綻時にのみ有効な相殺権に基づくデリバティブの相殺<例外処理>を認める）

US GAAPのアプローチ

以 上